

提案書審査項目・評価基準

1 審査項目

審査の項目は次表のとおりとする。

< 1 基本的審査項目 >

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所	配点
企画提案面（40点）			
業務の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・業務、仕様書の理解度 ・業務全体のプロセス ・方針、手法の妥当性 	企画提案書	40点
業務実施面（20点）			
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・関連業務の実績 	様式4	10点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に係る組織体制 	様式5	10点
価格提案（5点）			
業務に係る見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額に対する見積金額の妥当性、整合性 	見積書	5点
ヒアリング等（30点）			
取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への意欲 	プレゼンテーション	10点
専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・高い専門性の有無 		10点
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の実現性 		10点
基本的審査項目の評価点計			95点

< 2 社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目 >

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所	配点
女性の活躍促進に関する取組	愛知県が実施する女性の活躍に係る認証等の取得 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進宣言」提出 ・あいち女性輝きカンパニー」認証 	いずれかにおいて提出している又は認証若しくは認定されている。	2点
環境マネジメントシステムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の認証 	いずれかにおいて認証されている。	2点
	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21の認証 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・KESの認証 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・エコステージの認証 		
障がい者等雇用に関する取組	障がい者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成	達成又は登録している。	2点
	保護観察所への協力雇用主としての登録		
社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目の評価点計			5点

※ 各審査項目について、提出書類で各項目に該当すると確認できる場合は、2点を加点するが、小計が6点以上となる場合であっても、付与点数は5点を上限とする。

2 評価基準

(1) 基本的審査項目

ア 各審査項目についてA、B、Cの3段階評価を行い、10点満点（A＝10点、B＝6点、C＝0点）とする。ただし、価格提案（本業務に係る見積金額）については、5点満点（A＝5点、B＝3点、C＝0点）とする。

イ 基本的審査項目の各項目の評価の基準は次表のとおりとする。

<評価の基準>

審査項目	主な審査の着目点	評価		
		A	B	C
業務の基本的な考え方	業務、仕様書の理解度	的確に理解しており検討が十分である。	A Cに該当しない。	業務内容をよく理解していない。
	業務全体のプロセス	無理のない業務計画が組まれている。	A Cに該当しない。	業務計画に無理がある。
	方針、手法の妥当性	特に妥当性がある。	A Cに該当しない。	妥当でない。
業務実績	関連業務の実績	高度な実績がある。	A Cに該当しない。	実績がない。
業務実施体制	業務遂行に係る組織体制	十分な組織体制が整っている。	A Cに該当しない。	組織体制に無理がある。
業務に係る見積金額	限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	限度額との整合性がとれる。	A Cに該当しない。	限度額との整合性がとれない。
取組意欲	業務への意欲	十分な取組意欲がある。	A Cに該当しない。	意欲がみられない。
専門技術力	高い専門性の有無	高い専門性を有している。	A Cに該当しない。	専門性に欠ける。
実現性	提案内容の実現性	実現性が妥当である。	A Cに該当しない。	妥当でない。

(2) 社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目

各審査項目について、提出書類で各項目に該当すると確認できる場合は、2点を加点するが、小計が6点以上となる場合であっても、付与点数は5点を上限とする。